

老振発 1 2 1 2 第 1 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長  
（公 印 省 略）

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定する際に意見を聞くこととされている福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する者としているところである。

今般、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 397 号）が公布され、福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとする等の改正が行われ、平成 27 年 4 月 1 日より適用されることとなった。

また、同令附則第 2 項の規定により、同令の施行の際（平成 27 年 4 月 1 日）現に養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）である者の助言（平成 28 年 3 月 31 日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされている。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号）を別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

ついては、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図られたい。